

大和郡山市自治会等防犯カメラ設置補助事業



令和 6年 5月

【お問い合わせ】

大和郡山市役所総務部総務課 自治振興係

TEL 0743-53-1151 (内線252、255)

目 次

I 補助事業概要	・・・ 1 頁
1 事業趣旨	
2 事業内容	
II 補助申請の流れ	・・・ 2 頁
1 事前相談シートの提出	
2 郡山警察署へ相談	
3 交付申請書の提出	
4 交付決定	
5 防犯カメラの設置	
6 完了報告・請求書の提出	
7 補助金の交付	
III 設置許可について	・・・ 6 頁
1 私有地に設置するには	
2 関西電力柱に設置するには	
3 NTT柱に設置するには	
4 道路占用許可について	
5 公園内に設置するには	
IV 維持管理について	・・・ 11 頁
V 防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン	・・・ 12 頁
VI よくあるお問合せ（FAQ）	・・・ 15 頁
記載例	
事前相談シート	・・・ 18 頁
交付申請書（様式第1号）	・・・ 19 頁
防犯カメラ設置同意書（参考様式1）	・・・ 20 頁
自治会臨時総会議事録（参考様式2）	・・・ 21 頁
同意書（参考様式3）	・・・ 22 頁
事業完了届（様式第5号）	・・・ 23 頁
補助金交付請求書（様式第6号）	・・・ 24 頁

I 補助事業概要

1 事業趣旨

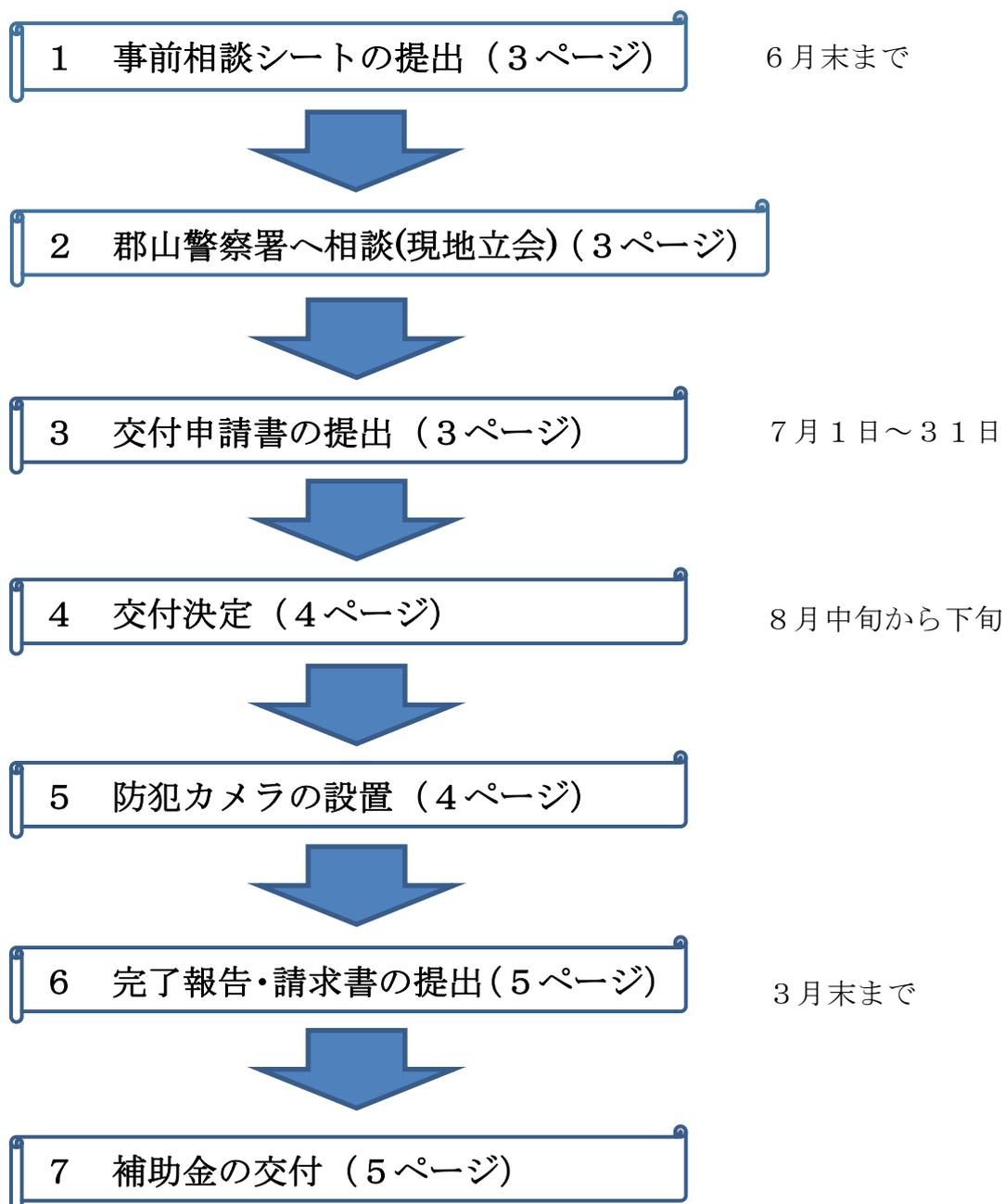
犯罪の抑止を図るため、自治会内に防犯カメラを設置しようとする自治会に対し、設置費用の一部を補助金として交付する。

2 事業内容

交 付 対 象	大和郡山市自治連合会に認められた自治会及び代表者地区	
補 助 金 額	・補助率：1 / 2 以内（千円未満切捨て） ・限度額：150,000円（防犯カメラ1台につき）	
補 助 対 象 経 費	(1) 防犯カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器の購入に要する経費（買い替えも対象です。） (2) 専用ポール設置工事費 (3) ケーブル設置工事費 (4) 防犯カメラの設置を示すプレート等の設置に要する経費 (5) その他防犯カメラの設置に必要な経費	
補助対象外経費	防犯カメラを維持管理することに要する経費。	
補 助 要 件	撮影場所	防犯カメラの撮影対象区域が当該自治会等の区域内であり、かつ、撮影対象区域のおおむね2分の1以上が、道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間であること。
	設置許可	(1) 防犯カメラの設置について自治会の総意を得ていること。 (2) 防犯カメラの設置について郡山警察署の助言を受けること。
	その他	(1) 防犯カメラの設置完了から起算して5年以上防犯カメラを適切に維持管理すること。 (2) 防犯カメラ設置を示すプレートを取り付けること。 (3) 防犯カメラの管理規程を策定すること。

Ⅱ 補助申請の流れ

※期間を過ぎても申請できます。



※上記スケジュールに間に合わない場合は、随時対応いたしますので、ご相談ください。

1 事前相談シートの提出（令和6年6月28日まで）

【提出先】 総務課 自治振興係

【提出書類】 事前相談シート 【※記載例参照】

【注意事項】 事業内容の補助要件等をよくお読みいただき、自治会内で検討してから相談シートを提出してください。

※補助金申請の時に自治会の総会等での総意が必要です。

2 郡山警察署へ相談（事前相談シート提出後に日程調整いたします）

- 交通防犯対策課にて、郡山警察署との相談日時（現地立会）を調整いたします。

↳ 自治会立ち会いのもと、郡山警察が現場確認を行います。

（交通防犯対策課で日程調整いたします。）

【確認事項】

- ・ 設置場所や撮影範囲が「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿ったものか。
- ・ 犯罪が起こったときの画像提供の依頼。
- ・ 「防犯カメラ管理規程」策定の助言。

3 交付申請書の提出（令和6年7月1日～31日）

【提出先】 総務課 自治振興係

【提出書類】 補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】 防犯カメラの設置に要する費用の見積書

設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類

防犯カメラを設置する場所の現況写真

防犯カメラを設置する場所及び撮影対象区域を表示した付近見取図

防犯カメラを設置する場所の所有者が申請者と異なる場合にあっては当該所有者の同意を得たことを証する書類（参考様式1）

※買い替えの場合、提出不要です。

当該自治会の総会会議録の写し等防犯カメラを設置することが当該自治会の総意であることを証する書類（参考様式2）

※買い替えの場合、提出不要です。

【注意事項】・ 撮影範囲に個人宅がやむなく入る場合は、同意を得てください。

（参考様式3）

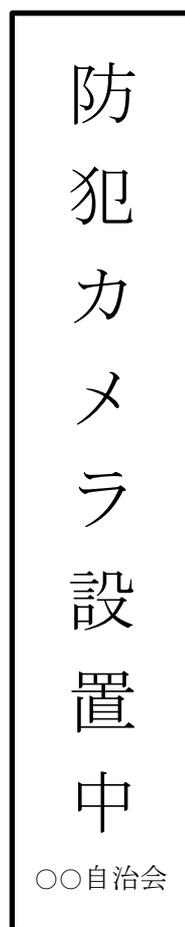
4 交付決定（令和6年8月中旬～下旬）

- 書類審査のうえ、自治会等に対し**補助の指令（様式第2号）**を交付します。

5 防犯カメラの設置

- 交付決定（補助の指令）を受けた後に、設置工事等を開始してください。
- 犯罪抑止のため、防犯カメラを設置していることを明示するプレートや看板を必ず設置してください。

（例）



- 設置場所ごとに必要な手続きについては、「Ⅲ設置許可について」をご覧ください。
※令和6年度中（令和7年3月末まで）に必ず設置工事を完了させてください。

注）事業内容に変更があった場合は、**補助金変更申請書（様式第3号）**を提出してください。

6 完了報告・請求書の提出

【提出先】 総務課 自治振興係

- 【提出書類】 事業完了届（様式第5号）
 補助金交付請求書（様式第6号）

- 【添付書類】 防犯カメラ設置費用の支出に係る証拠書類
 防犯カメラ設置後の現況写真
 設置した防犯カメラで撮影した映像の静止画を印刷したもの
 次に掲げる事項を記載した当該防犯カメラの管理規程

- ア 防犯カメラの設置目的
- イ 防犯カメラの管理責任者
- ウ 防犯カメラの設置場所及び設置台数
- エ 設置表示及び管理方法
- オ 記録した画像等の管理
- カ 画像の利用制限
- キ 苦情等への対応

7 補助金の交付

- 書類に不備が無い場合は、請求書提出から1ヶ月以内に指定された口座に補助金を振込みます。

Ⅲ設置許可について

1 私有地に設置するには

- 事前に所有者に設置が可能か確認してください。
- 可能な場合は、所有者の同意を得て、申請時に添付してください。
(参考様式1)

2 関西電力柱に設置するには電気店と協議しながら進めて下さい

〒559-0005 大阪市住之江区西住之江3-8-14
関電サービス株式会社 共架センター
TEL 06-6672-6786

くわしくは、関電サービス株式会社ホームページの「電柱共架に関するお手続きについて」をご覧ください。

- ・(機器) 共架申請の手引き
- ・(機器) 申請書一覧

① 事前調査申し込み (様式は関電サービス株式会社HPに掲載)

- 【提出書類】
- ・配電柱への共架申請書
 - ・使用場所地勢図
 - ・電柱明細書
 - ・防犯カメラのメーカー仕様書
 - ・共架設備現場写真
 - ・連絡先及び連絡責任者
 - ・共架設備電柱取付横断図

- 【注意事項】
- ・電柱1本あたり605円(税込)の調査費用が必要です。
 - ・1ヶ月程度で回答があります。
 - ・回答日から60日以内に次の本申請を行ってください。

② 使用申し込み

- 【提出書類】
- ・ 共架契約締結にあたっての重要なお知らせ
 - ・ 関西電力送配電柱での共架工事作業員名簿
 - ・ 特別教育修了証、高低圧電気取り扱い講習済証
 - ・ 撮影範囲における周辺住民の同意書
 - ・ 防犯カメラ運用管理規定
 - ・ 防犯カメラ保守契約
 - ・ 公的機関からの協力要請文
 - ・ 確約書

- 【注意事項】
- ・ 使用申し込み提出後、契約書が送付されます。
 - ・ 事前調査申し込みの回答日から60日以内に使用申し込みを行わない場合は、その調査結果は原則無効となります。

③ 工事完了後

- 【提出書類】
- ・ 共架工事竣工届（自治会長名）
 - ・ 電柱明細書
 - ・ 共架設備現場写真

- 【注意事項】
- ・ 電柱使用料
 - 仕上がり高さ30cm以下 1,540円／本・年（税込）
 - 30cm超過60cm以下 2,860円／本・年（税込）
 - ・ 電気代 約3,700円／台・年（税込）

3 NTT電柱に設置するには（電気店と協議しながら進めて下さい）

〒570-0083 大阪府守口市京阪本通1-9-6
NTTフィールドテクノ関西支店 設備部 設備マネジメント部門
関西設備管理センター 設備管理担当
TEL 06-6105-3384

① 基本契約締結（初回申請時のみ）

くわしくはNTT西日本ホームページの「防犯カメラ 初めて添架申請される方へ」
をご覧ください。

② 添架申請時

- 【提出書類】
- 添架（変更）申請書兼添架内諾承認願（防犯カメラ）
 - 添架施設明細書
 - 私有地等添架使用に関する調整完了報告書
 - 写真（電柱全体写真・電柱番号写真・取付位置写真）
 - 添架工法図（標準装柱図）
 - 責任分担表
 - 電柱経路図（平面図 縮尺500分の1程度）様式は任意
 - 防犯カメラの仕様が分かる書類
 - 地域住民の同意を得ていることが分かる書類

③ 添架工事着工時

- 【提出書類】 添架工事着工届

④ 添架工事完了時

- 【提出書類】
- 添架工事完了届
 - 防犯カメラ取付後の写真（電柱全体写真・電柱番号写真・取付位置写真）

※ 提出書類の様式・記入例はNTT西日本のホームページをご覧ください。

4 道路占用許可について

市道上の関西電力柱やNTT電柱などに防犯カメラを設置する場合は、道路占用の許可が必要です。（原則、防犯カメラの設置は電柱に限ります。ポール等を新設してカメラを設置する場合は、近隣に既設の電柱が無く、通行の安全性が確保される場合に限りません。）

大和郡山市役所 管理課（3階3番窓口）

TEL 0743-53-1151（内線692、696）

① 事前協議

【提出書類】 事前協議申請書（自治会名）

【添付書類】 位置図
 平面図（設置場所、撮影範囲を記入してください。）
 断面図（防犯カメラを設置する高さがわかるもの）
 防犯カメラの仕様書（カタログなど）
 写真

【注意事項】 書類は管理課まで持参のうえ提出してください。
協議内容を審査して後日回答いたします。

② 本申請

【提出書類】 道路占用許可申請書（自治会長名）
 誓約書
 隣接土地所有者一覧表＋同意書（撮影範囲に私有地が入る場合に限る）
 占用関係者協議報告書

【添付書類】 位置図
 平面図（設置場所、撮影範囲を記入してください。）
 断面図（防犯カメラを設置する高さがわかるもの）
 防犯カメラの仕様書（カタログなど）
 保安設置図
 写真（現況カラー）
 当該共架柱所有者（関西電力、NTT等）の同意書の写し
 当該自治会の総会会議録の写し等防犯カメラを設置することが当該自治会の総意であることを証する書類
 総務課発行の補助の指令（様式第2号）の写し

- 【注意事項】
- ・ 3部提出してください。
 - ・ 申請内容を審査して許可できると判断した場合は許可書が交付されます。
 - ・ 占用料については、占用料減免承認申請書を提出してください。
 - ・ 工事完了後、工事完了届を提出してください。

5 公園内に設置するには

公園内のポールなどに防犯カメラを設置する場合は、都市公園の占用許可が必要です。

大和郡山市役所 まちづくり事業課 公園緑地係（3階6番窓口）
TEL 0743-53-1151（内線634）

① 申請

- 【提出書類】
- 都市公園占用許可申請書（自治会名）
 - 使用料減免申請書（自治会名）
- 【添付書類】
- 公園付近見取り図
 - 公園内の占用部分の位置図、利用計画図（設置方法も記載）
 - 総務課発行の補助の指令（様式第2号）の写し
 - 防犯カメラの仕様書（カタログなど）
 - 当該自治会の総会会議録の写し等防犯カメラを設置することが当該自治会の総意であることを証する書類

- 【注意事項】
- ・ 書類は、まちづくり事業課まで持参のうえ2部提出してください。協議内容を審査して後日回答いたします。

IV維持管理について

●この事業は、防犯カメラを5年間維持管理していただく条件で、補助金を交付しています。5年以内に廃止する場合は、交付した補助金の返還を求めますのでご注意ください。

●防犯カメラを維持管理していくためには下記のような費用がかかります。

〔 防犯カメラの維持費（参考） 〕

項 目	維 持 費（税込）	備 考
電 柱 共 架 料	1, 5 4 0 円／年（関電） 1, 3 2 0 円／年（NTT）	電柱1本あたり
電 気 代	約3, 7 0 0 円／年	5 0 V A まで
録画用SDカード （1 2 8 G B）	約1 0, 0 0 0 円／枚	2年ごとの交換が目安

●市道の道路占用料、都市公園の使用料は自治会の場合は減免申請により免除されます。

●道路上で工事や作業をする際は郡山警察署に道路使用許可申請が必要です。

→ 手数料2, 2 0 0 円

V 防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン

第1 ガイドラインの目的及び対象

1 ガイドラインを策定する目的

防犯カメラは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には事件の早期解決に役立つものとして、市民の関心も高まっています。一方で、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、その運用には十分に注意する必要があります。そのため、防犯カメラの設置者がプライバシーの保護に注意しつつ、防犯カメラを適正かつ効果的に活用できるようにガイドラインを策定しました。

ガイドラインを参考に防犯カメラを適正に設置・運用していただけるようお願いいたします。

2 防犯カメラとは

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、犯罪の防止を目的として、商業施設、スポーツ・レジャー施設、宿泊施設、道路、公園、駐車場等、不特定多数の人が利用する施設や場所に向けて、継続的に撮影しているカメラで画像記録機能を有するものをいいます。

3 防犯カメラとプライバシー

人には、容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、防犯カメラの設置にあたっては、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条(肖像権)の趣旨を踏まえた慎重な取り扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる場合には、個人情報に該当し、「個人情報の保護に関する法律」により、保護の対象となります。

防犯カメラは、犯罪の防止を目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取扱いには十分に留意する必要があります。

第2 防犯カメラの設置及び運用にあたっての留意事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置又は運用する者(以下「設置者等」という。)は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにします。

2 設置場所及び撮影範囲等

防犯カメラの設置及び撮影範囲にあたっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

また、防犯カメラの角度調整等の方法により、できる限り住宅等の私的な空間が撮影されないように留意しなければならず、防犯カメラに特定の住宅が映り込む場合は、その所有者・居住者などの同意を得なければなりません。

3 設置の表示

設置者等は、防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪の抑止効果を高めるため、撮影対象区域内や付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを表示する必要があります。

4 管理責任者の指定

防犯カメラの管理・運用にあたっては、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

あります。

5 画像データの管理

個人の画像データが、本人の知らない間に社会に出回るとは絶対に避けなければなりません。防犯カメラの画像データについても、次の事項に留意し、慎重な管理を行う必要があります。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラの機器の操作や画像データの確認等を行う者を限定し、取扱担当者として指定することが妥当です。取扱担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な注意が必要です。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、棄損又は流出等の防止を徹底するために、保存期間はできるだけ短時間とすることが必要です。保存期間は、長くても1ヵ月以内と定め、不必要な画像データの保存はやめましょう。

(3) 画像データの厳重な保管

モニター、パソコン、録画装置や記録媒体(DVD、メモリーカード、外付けハードディスク等)については、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難を防止するため、施錠できる施設の中で厳重に保管し、許可した者以外の立ち入りを禁止する等、外部への持ち出しができないよう十分に注意しましょう。

また、パスワードやIDを使用し、画像データの流出に十分注意しましょう。

(4) 画像データの消去

保存期間が経過した画像データは、速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行いましょう。

また、記録媒体を処分するときは、破砕又は復元できない方法で完全に消去するなど画像等が読み取れない状態にした上で処分しましょう。

6 画像データの提供

防犯カメラにより撮影された画像データは、次の場合を例外として、第三者への提供を禁止しましょう。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(4) 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

また、画像の提供にあたっては、提供日時、提供先、提供理由、画像の内容等を記録するなどの基準を定め、適正に運用しましょう。

7 秘密の保持

管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの撮影によって人の容貌・姿態という個人情報情報を大量に収集し、管理することになります。したがって、管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た情報をみだりに漏らしたり、不当な目的のために使用してはなりません。

8 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対し、あらかじめ対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応しましょう。

第3 管理規程の作成と適切な運用

防犯カメラの設置者は、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を盛り込んだ管理規程を定めましょう。また、規程の内容は、防犯カメラを取り扱う者全員に徹底させることが必要です。

〇〇自治会防犯カメラ管理規程(例)

1 目的

この規程は、〇〇自治会に設置される防犯カメラについて、撮影された画像データ等の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

2 設置者及び管理責任者

(1)管理責任者

〇〇 〇〇(個人名を記載)

(2)取扱担当者

〇〇 〇〇(個人名を記載)

3 設置場所及び設置台数

(1)防犯カメラ 〇台

(2)設置場所 大和郡山市〇〇町〇〇〇番地(別図のとおり)

4 設置表示及び管理方法

(1)防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者名」を記載したプレート等を設置する。

(2)管理責任者及び取扱担当者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

5 画像データの保管と消去

(1)画像データは、撮影時のまま保管し、加工はしない。

(2)画像データの保存期間は、概ね〇日間とし、保存期間終了後は廃棄する。

(3)画像データ及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

6 画像データの利用制限

(1)画像データの利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。

(2)画像データは、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(ただし、捜査機関が画像データの提出を求める場合は文書によるものとする。)

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

7 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

(附則)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

VIよくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 1 防犯カメラを設置する際の注意点は？

A

防犯カメラの設置は、犯罪を未然に防止する上で非常に有効な手段であるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立ち、更には、地域住民の防犯意識の向上にもつながります。一方では、個人情報の流出など、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、カメラの管理方法を明確にしなければなりません。

Q 2 設置場所について注意する点がありますか？

A

防犯カメラの撮影範囲のおおむね2分の1以上が道路、公園等不特定多数の人が利用する場所に向けて設置してください。

例えば、不法投棄の監視などを目的に特定の箇所のみに向けるカメラは補助対象になりません。また、マンションの敷地内を撮影するなど、特定の物を管理する場合も補助対象になりません。

Q 3 防犯カメラの維持管理費は補助の対象となりますか？

A

補助の対象になりません。

Q 4 維持管理費はどれくらいですか？

A

機種により多少異なりますが電気代が年間約3,700円です。

その他には、定期点検などのメンテナンス費用、消耗品、特に映像記録媒体（SDカード）は約2年で交換が必要となります。また、電柱に共架した場合は、別途、共架費用が年1,500円程度かかります。

Q 5 機種・業者は自治会で決めていいですか？

A

あくまで実施主体は自治会となりますので、機種、業者とも自治会で決めていただくこととなります。

また、総務課にご相談いただければ、機種や業者を案内します。

Q 6 合計2台を申請する予定ですが、1台ごとに設置費用が違います。この場合、2台分の合計額の1/2をした額が申請額としていいですか？

A

1台あたり上限が15万円となりますので、1台ごとにかかる費用の1/2の額を算出し、それぞれを合計した額が補助金申請額となります。このため見積書は1台ずつの費用が分かるようにしてください。

Q7 設置にあたり必ず警察と協議しなければなりませんか？

A

効果的な設置場所の選定を行ううえでも必ず協議してください。

Q8 管理規程は必ず策定しなければなりませんか？

A

必ず策定してください。撮影された映像や画像を誰も見れたり、自由に取り出せるのであれば、個人情報やプライバシーが侵害される恐れがあります。これらを防ぐためにも、どのような時に誰がどうやって取扱うかなど一定の基準を定め、それに基づいた運用が必要となります。

策定にあたっては、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。なお、策定された管理規程は、完了報告の際に、提出していただくことになります。また電柱共架の場合は関西電力への提出も必要です。

Q9 来年度もカメラの設置を検討しているが、この制度は利用できますか？

A

この制度は、来年度以降も継続して実施する予定となっています。

Q10 自治会の総意が必要とあるが、必ず総会を開かなければならないのですか？

A

防犯カメラを設置した後で、プライバシーの問題でトラブルが発生しないよう事前に総会(書面決議も可)等での承認が必要となります。承認をもって自治会の総意とみなします。

また、電柱設置の場合で関電等への共架申請の際に、撮影対象範囲に、民家が映る場合、同意書が必要となります。

Q11 防犯カメラをリース（レンタル）で設置を検討しているが、補助対象となりますか？

A

補助対象となりません。購入する防犯カメラと設置にかかる費用が補助対象となります。

Q12 以前に設置した防犯カメラが故障したので修理したいが、補助の対象となりますか？

A

修理は補助対象となりません。

Q13 設置を示す看板は必要ですか？また、どのようなものですか？

A

必要です。看板の設置の目的は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知すると同時に犯罪を抑止する効果を高めるものです。このため、設置場所付近の周囲から見えやすい場所に設置してください。表示に際しては防犯カメラが作動していることと設置自治会名を明記してください。

※関電柱に共架の場合は、カメラ本体に看板の設置が必要です。

Q14 交付申請をすれば、工事着手してもいいですか？

A

交付申請をした後、市が交付可否の決定を行い補助の指令（様式第2号）を交付します。工事着手はそれ以後になりますので、ご注意ください。

Q15 工事が完了した後の手続きのながれを教えてください。

A

工事が完了した後、速やかに必要な書類を添えて事業完了届（様式第5号）及び補助金交付請求書（様式第6号）を提出していただきます。なお、詳細については、交付可否決定通知の際に、改めて御案内させていただきます。

必ず令和6年度中（令和7年3月31日まで）に設置工事を完了させてください。

Q16 捜査機関への画像の提供について教えてください。

A

防犯カメラの設置場所付近において、事件事故が発生した場合などには、警察から防犯カメラの画像の提供を求められることがあります。これは、刑事訴訟法を根拠に行われるものであり、要請があればご協力をお願いします。

警察からは、「捜査関係事項照会書」という書類が提出されますので、それを確認の上、画像の提供を行ってください。「捜査関係事項照会書」は、管理規程に基づき画像を提供した証明となるものなので、管理規程等の書類とともに綴っておいてください。

（お知らせ）大和郡山市の補助金の交付を受け設置した既存の防犯カメラで、令和6年4月1日以降に警察などの公的機関から映像提供の要請を受け、防犯カメラからSDカードを取り出す作業などで発生した費用について、上限1万円の補助金を交付し情報提供経費を軽減することになりました。

お問い合わせ：交通防犯対策課 防犯交通係 電話：0743-53-1151(内線625)